**座間市市民協働推進条例施行規則（案）**

趣　　旨

第１条　この規則は、座間市市民協働推進条例（平成○年座間市条例第○号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

定　　義

第２条　この規則による用語の意義は、条例の例による。

座間市民活動サポートセンター

第３条　条例第６条第４号に定める協働を促す中間的な機関の一つとして、座間市民活動サポートセンターを設置する。

協働事業の協定

第４条　条例第７条第３項に規定する協定において、次に掲げる事項を明示し、協定を締結するものとする。

⑴　事業内容

⑵　役割及び責任、経費の分担に関する事項

⑶　事業成果の帰属に関する事項

⑷　事業に際し保持する情報の取扱いに関する事項

⑸　事業の変更、中止、廃止等に関する事項

市民協働推進会議の組織及び運営

第５条　条例第９条に規定する座間市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　条例の施行状況に関する事項

⑵　条例の見直しに関する事項

⑶　相互提案型協働事業の審査

⑷　前各号に掲げるもののほか、協働の推進に関する基本的な事項

２　推進会議は、協働の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

３　推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　市民活動団体等の代表者

⑵　学識経験者

⑶　関係行政機関の職員

⑷　公募による市民

⑸　その他市長が適当と認める者

４　委員の任期は２年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は連続して３期まで再任されることができる。ただし、推進会議の運営に支障が出ると予想される場合は、この限りでない。

６　推進会議には、会長１人及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

７　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

８　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

９　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

１０　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

１１　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

１２　会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

⑴　法令等の規定により公開しないとされている場合

⑵　会議の内容に非公開情報が含まれる場合

⑶　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

１３　推進会議は、その所掌事務に係る専門的な調査審議のため、部会を置くことができる。

１４　推進会議の庶務は、主管課において処理する。

１５　前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

実施細目

第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成○年○月○日から施行する。